

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付要綱

〔令和5年12月22日〕
〔要綱第87号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の企業又は事業所における女性活躍推進、仕事と家庭生活の両立支援等の取組を支援するため、愛媛県が定める「ひめボス宣言事業所認証制度要綱（以下「県要綱」という。）」に規定する認証に要する経費に対し、予算の範囲内において八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ひめボス宣言事業所」とは、県要綱第2条第2号に規定する事業所のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる事業所（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ひめボス宣言事業所であること。
- (2) 常時雇用する労働者が1人以上の企業又は事業所であること。
- (3) 国及び地方公共団体等でないこと。
- (4) 過去3年間において重大な法令違反がないこと。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県要綱に規定する基本認証の取得に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全部とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、補助対象者1者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の支給の可否を決定し、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金返還請求書(様式第5号)により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

事業所所在地

申請事業所 事業所名

電話番号

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業
補助金交付申請書

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

記

申請金額 金 円

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業
補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業
補助金について、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付要綱第7条の
規定に基づき、下記のとおり 決 定
却 下 したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

申請事業所

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業
補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金について、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

| | |
|------------------|-------|
| 金融機関名 | |
| 本・支店名 | |
| 口座種別 | 普通・当座 |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義人名 | |

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した八幡浜市ひめボス宣言事業
所認証支援事業補助金については、次の理由により交付決定の 全 部
一 部 を取り
消したので、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付要綱第10条
第2項の規定により通知します。

| | | | |
|--------|-----------------------------------|--|---|
| 交付予定額 | | | 円 |
| 交付取消額 | | | 円 |
| 取消しの内容 | <input type="checkbox"/> 交付決定額の全部 | | |
| | <input type="checkbox"/> 交付決定額の一部 | | |
| | 一部取消 | | 円 |
| | 額の内訳 | | 円 |
| | | | 円 |
| 理 由 | | | |

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業
補助金返還請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の全部又は一部取消しの通知を行った八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金について、八幡浜市ひめボス宣言事業所認証支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の 全 部
一 部 返還を請求します。

| | |
|--------|---|
| 返還請求金額 | 円 |
|--------|---|

| | |
|----------|---------|
| 交付額 | 円 |
| 交付取消額 | 円 |
| 補助金交付年月日 | 年 月 日 |
| 返還の期限 | 年 月 日まで |